

戦没者等のご遺族の皆さまへ 特別弔慰金の請求受付が開始

特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内（甥、姪等）の親族
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日（請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

請求窓口

福祉子育て支援課社会福祉担当で受付

☎ 福祉子育て支援課社会福祉担当 ☎ 56-2125

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。
（例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方）
※敷金の納入が必要です。
※連帯保証人が2人必要です。
★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね5月1日（金）

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当
☎ 56-2172

カラスの営巣による電気事故防止にご協力願います

毎年、春先から初夏にかけて、送電鉄塔や電柱にカラスの巣作りが多くなります。



そのため、巣の材料となる針金などの金属が電線に触れて、停電の原因となる事故が発生しています。

当社では、こうした事故を予防するため、鉄塔や電柱にカラスがとまりにくくする工夫をしていますが、もし、**カラスの巣を発見された場合は、お手数ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。**

☎ 北海道電力ネットワーク株式会社
富川ネットワークセンター
☎ 0120-060-853

新型コロナウイルスを防ぐために 日常生活で気をつけること

新型コロナウイルス感染症はウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

感染を防ぐためには手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

ほくでん双珠別ダムからの放流 についてのお願い

ダムの水門を開けて水を流すときは、川沿いに設置したスピーカーまたはサイレンによりお知らせしますので、水難事故防止のため速やかに河川から離れて下さい。ゲリラ豪雨等により、ダムへの川の水の流入が急激に増加し、緊急的に放流する時は、川の水位が急激に上昇することから、通常時と異なる男性の声で緊急放送を行いますので、直ちに河川から離れてください。また、川沿いにお住まいの方は、河川に近づかないようお願いいたします。特に、魚釣りや子どもの川遊びなどは十分注意願います。

水門から水を流すのは、①雪どけや降雨などにより川の水が増えたとき、②発電設備を点検補修するとき、③車両の転落事故など、予測できない事故があったとき等です。

◆放流する時のお知らせ方法

【スピーカーによるお知らせ】

ダム放流を開始する時、ダム放流により川の水が増え始める約15分前から放送します。ダム放流量が30m³/秒、105m³/秒になった時、放送します。

【サイレンによるお知らせ】

ダム放流を開始する時、ダム放流により川の水が増え始める約10分前からサイレンを吹鳴します。ダム放流量が30m³/秒、105m³/秒になった時、サイレンを吹鳴します。

注）ダムから放流するときにスピーカーまたはサイレンによるお知らせは、**河原に居られる方に川から離れてもらうよう注意喚起**を行うものであり、ダム放流に関する法律（河川法）で設置が義務付けられています。地域住民の皆様に対する居住地からの**避難指示や避難勧告などの放送ではありません。**

☎ 北海道電力株式会社 日高水力センター
☎ 01457-6-2076

運転免許更新時講習会

富良野地域人材開発センター
〒076-0055 富良野市西麻町1番1号
☎ 22-2619

■優良講習（30分）

- ◎4月6日（月） 13時～
- ◎4月17日（金） 13時～

■一般講習（1時間）

- ◎4月6日（月） 14時～
- ◎4月17日（金） 14時～

■違反講習（2時間）

- ◎4月10日（金） 13時～
- ◎4月24日（金） 13時～

『第2期占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定

今後、人口減少や少子高齢化が懸念され、地域の活力を維持していくためには、継続的に取組を実施する必要があります。安定した雇用の確保、新しい人の流れ、出産子育て支援、時代に合った地域づくり等を継続することにより、地域を創出していくことが重要であることから、『第2期占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定いたしました。

詳細につきましては、村のホームページ又は中央図書室・トマム図書室に冊子を備え置いておりますので、ご参照願います。

ホームページURL

http://www.vill.shimukappu.lg.jp/shimukappu/section/kikaku/nmudtq000004itcx.html

☎ 企画商工課地域振興対策室

☎ 56-2124

国勢調査は日本の未来をつくる ために必要な、大切な調査です

令和2年は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした5年に一度の『国勢調査』が実施されます。

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な、大切な調査です。

調査の結果から得られる人口は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準などに利用されます。

国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人・世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。令和2年国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。

占冠村の放射線量の状況（2月分）

測定日 令和2年3月4日

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	13時50分	曇	0.027
双民館グラウンド	14時15分	曇	0.025
占冠地域交流館グラウンド	14時48分	曇	0.030
占冠保育所グラウンド	14時40分	曇	0.023
トマム学校グラウンド	15時20分	曇	0.020
トマム保育所グラウンド	15時30分	曇	0.028

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局 0.021～0.098）と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

http://www.iph.pref.hokkaido.jp/

☎ 総務課総務担当 ☎ 56-2121